

## 外国人技能実習生受入事業に係る中小企業等協同組合法等の運用について

今般、岐阜県では、平成29年11月7日付け（商政第253号）通知により「新設組合には、最低1年間は外国人技能実習生受入事業以外の事業を実施し、設立後1年以上経過後に定款変更を行うよう促すこと。既存組合には、受入事業以外の実績が必要であることを促すこと。」としていた岐阜県独自の外国人技能実習生受入事業に係る中小企業等協同組合法等（以下「組合法等」という。）の運用について、技能実習制度に代わる育成就労制度の創設等を背景に廃止することとしましたので、関係の組合等の皆様にご案内いたします。

なお、以下の事項については、引き続き適切に組合運営等いただきますよう宜しくお願いいたします。

- ・組合が、設立時又は定款変更により、外国人技能実習生受入事業の監理団体となる場合であっても、組合法等に基づき適切に設立、運営される必要があります。
- ・組合が、外国人技能実習生受入事業の監理団体となる場合、組合は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）における監理団体として、同法に基づき外国人技能実習生受入事業を適切に実施する必要があります。

担当者 岐阜県中小企業団体中央会  
連携支援部 高井